

民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）の改正について

★令和5年4月1日の民法改正により、越境する隣地の竹木の枝の切取りに関するルールが変更となりました。

水巻町では、隣地からの樹木の越境については、居住の有無に関わらず原則として民事（相隣関係）の問題となりますので、町が仲介（伐採の依頼を含む）・仲裁を行ったり、伐採等を行ったりすることができません。但し、町の『あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する指導要綱』や、隣地が空き家である場合、『空家等対策の推進に関する特別措置法』等の関係法令に基づき、所有者等に対し空家・空地の適切な管理を促進するため、必要に応じて情報提供や助言等を所有者等に通知を行う場合がありますが、その場合においても処置の内容について相手方に強制力を伴うものではありません。

民法においては、従来は竹木の枝が隣地から自分の土地に越境してきた場合、自分で取り除くことが認められておらず、その所有者に切ってもらうか、所有者に対して切除を求める訴えを起こす必要がありました。

令和5年4月1日から施行された改正民法第233条では、原則は従来通り竹木の所有者に切除を求めるべきとしながらも、催告しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査してもわからない場合等には、越境された土地の所有者が自ら取り除くことが可能とする内容に変更されました。

なお、水巻町では竹木の枝が法的に切除可能かどうかの判断は致しかねますので、ご了承くださいますようお願い致します。

（改正後）民法第233条

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各所有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

＜よくある質問＞

Q1. 催告してからどのくらい待てばよいのか？

改正後の民法第233条第3項第1号に規定された「相当の期間」とは、越境した枝を切り取るために必要な時間的猶予（業者への依頼等）を与える趣旨であり、事案にもよりますが、基本的には2週間程度と考えられています。

Q2. 越境しているので今すぐ切りたいが構わないか？

越境している竹木を全て自分で切除してよい訳ではなく、民法第233条に該当する場合のみとなります。切除をお考えの場合は、事前に弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

Q3. 枝を切除する場合、勝手に隣地に入ってもよいのか？

改正後の民法第233条第3項の規定による枝の切り取りであれば、必要な範囲内で隣地を使用することができます。ただし、居住宅についてはその居住者の承諾がなければ、立ち入ることができません。

参考：民法第209条（隣地の使用）

第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることができない。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量

三 第二百三十三条第3項の規定による枝の切り取り

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用するものは、あらかじめ、その目的、日時、場所、及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

Q4. 隣地の所有者をどうやって調査したらよいのか？

法務局にて、登記事項証明書を取得し、調べることができます。水巻町からの最寄りの法務局は、福岡法務局 八幡出張所です。

（住所）北九州市八幡西区樋口町7番1号

（電話）093（641）7309 （土日・祝日休み）

※所有者を調べずに切除した場合、違法となる可能性がありますのでご注意ください。

また、請求先が分からず費用請求できない場合があります。

Q5. 水巻町役場内でこのような問題を相談できる部署はあるか？

竹木の越境が空き家の場合 = 住宅政策課 定住促進係

竹木の越境が居住宅や空き地の場合 = 産業環境課 環境係

なお、水巻町ではこのような法律に関する相談の他、町民の皆様の暮らしにつながる様々な問題や悩み事を解決するための各種相談窓口を設けています。

詳細は水巻町ホームページ（右記）でご確認ください。

水巻町役場（代表）093（201）4321（土日・祝日休み）



（町の各種相談窓口）